

ぼれぼれ登美ヶ丘認知症対応型通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ひまわりの会が開設するぼれぼれ登美ヶ丘（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を各所するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員（以下「職員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活リハビリ及び必要な日常生活上の世話を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るための援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ぼれぼれ登美ヶ丘
- (2) 所在地 奈良市登美ヶ丘二丁目2番15号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（兼務） 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる。

- (2) 従業者

生活相談員 1名以上

介護職員 2名以上

看護職員 1名以上

従業者は指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる。

- (3) 事務職員 1名（兼務）

必要な業務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする

- (1) 営業日 月曜日～日曜日

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。但し必要な場合時間外営業を行う。サービス提供時間は午前9時30分から午後4時30分までとする。

(定員)

第6条 指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の定員は3名とする

(認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとし、指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとする。当該指定認知症対応型通所介護・当該指定介護予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じた額となります。

2 その他の費用

昼食費 890円、理髪料 実費、おむつ代 実費、教養娯楽費 300円

給付対象外利用基本料(15分)800円、キャンセル料890円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意

する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 従事者等は、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 年2回、夜間及び昼間を想定した防火訓練を行うこととする。

（通常の事業の実施区域）

第9条 通常の事業の実施区域は奈良市（学園前、あやめ池、西大寺、富雄、中山町、登美ヶ丘、左京、右京、朱雀、神功）の区域とする。

尚、通常の事業の実施区域を超える送迎については、実施区域を超えてから100円/kmの送迎金が発生するものとする。

（非常災害対策）

第10条 事業者は、非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導灯、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防火救出訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止）

第11条

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守します。ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。

2 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

3 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（苦情処理）

第12条 指定通所介護の提供に係わる利用者、家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 本事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定による質問、照会又は調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（その他の運営についての留意事項）

第13条 事業所は、通所介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内に実施

(2) 継続研修 年12回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 本事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ひまわりの会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 14 条 通所介護の利用中の体調の変化には職員が十分な注意を払うこととするが、健康状態について、留意すべき点があれば事前に申し出をお願いするものとする。また利用中に気分が悪くなった場合には申し出をお願いするものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。